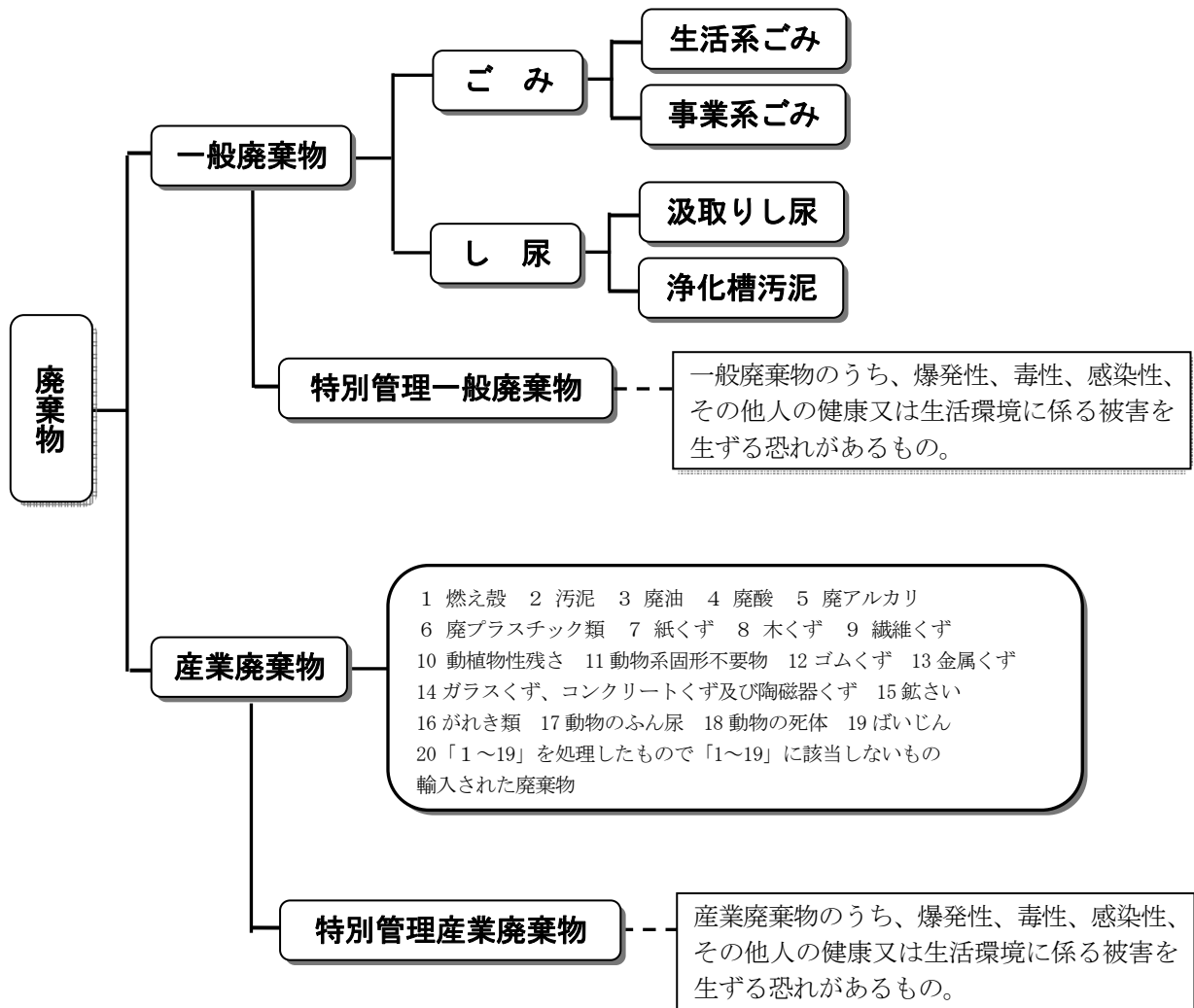


4 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	有害処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃石綿等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（ただし、廃石綿等を除く。）

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (平成21年度実績)

定額制 料金徴収	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
御宿町	銚子市 館山市 木更津市 野田市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 芝山町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 鋸南町	千葉市 市川市 船橋市 成田市 佐倉市 柏市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町	松戸市 習志野市 流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (20・21年度)

ア. 中間処理

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	
産業廃棄物	燃え殻	34,574	19,999	22,636	35,080	57,210	55,079
	汚泥	685,412	626,671	1,216,355	1,153,323	1,901,767	1,779,994
	うち建設汚泥	384,607	265,017	1,053,520	999,980	1,438,127	1,264,998
	廃油	86,786	80,117	61,606	52,765	148,391	132,883
	廃酸	24,507	11,201	14,352	13,633	38,859	24,835
	廃アルカリ	33,868	36,276	15,482	20,689	49,350	56,965
	廃プラスチック類	191,422	245,931	137,260	172,128	328,681	418,059
	紙くず	40,517	30,500	26,542	21,307	67,060	51,806
	木くず	340,546	317,456	204,028	156,812	544,573	474,269
	繊維くず	8,217	6,914	3,364	3,730	11,581	10,644
	動植物性残渣	29,835	72,278	45,544	37,043	75,379	109,321
	がれき類	3,058,679	3,399,746	1,067,860	1,345,294	4,126,539	4,745,040
	金属くず	62,227	476,911	49,654	128,285	111,881	605,195
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	265,510	205,789	163,923	185,247	429,433	391,036
	鋳さい	6,427	3,149	82,041	69,783	88,469	72,932
	ゴムくず	183	90	47	297	229	387
	ばいじん	45,828	36,751	81,342	65,594	127,171	102,345
	動物の死体	0	334	0	0	0	334
	動物系固形不要物	0	1,400	55	0	55	1,400
	動物のふん尿等	855	427	0	0	855	427
小計	4,915,393	5,571,940	3,192,091	3,461,010	8,107,484	9,032,965	
産業廃棄物 特別管理	廃油	13,828	17,290	11,787	14,511	25,615	31,801
	廃酸	32,244	43,365	15,722	22,465	47,966	65,380
	廃アルカリ	20,210	22,400	1,836	2,593	22,046	24,993
	感染性産業廃棄物	11,127	10,510	9,630	9,357	20,757	19,867
	特定有害廃棄物	2,129	2,023	6,736	5,735	8,865	7,757
	小計	79,538	95,589	45,711	54,660	125,249	150,249
合 計	4,994,930	5,667,529	3,237,802	3,515,670	8,232,733	9,183,199	
県内・県外の割合 (%)	60.7	61.7	39.3	38.3	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む

イ. 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	
産業廃棄物	燃え殻	24,202	41,470	5,331	7,814	29,533	49,284
	汚泥	224,112	101,456	6,126	19,588	230,237	121,044
		うち建設汚泥	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	46,313	50,195	28,204	27,540	74,517	77,735
	木くず	1,213	1,952	360	843	1,572	2,795
	動植物性残渣	361	312	0	0	361	312
	ゴムくず	895	426	45	62	939	488
	金属くず	10,943	6,531	6,004	4,755	16,947	11,286
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	90,261	62,810	36,085	44,717	126,346	107,526
	がれき類	62,136	59,234	25,810	18,313	87,946	77,547
	鉱さい	2,318	2,761	226	7,174	2,544	9,935
	ばいじん	32,380	54,500	1,419	8,482	33,799	62,982
	その他	2,476	632	6,391	1,424	8,867	2,056
	小計	497,608	382,278	115,999	140,712	613,608	522,991
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	394	473	45	27	439	500	
合 計	498,003	382,751	116,044	140,740	614,047	523,491	
県内・県外の割合 (%)	81.1	73.1	18.9	26.9	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(平成23年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	53	16	69
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	6	3	9
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	2	1	3
	汚泥の焼却施設	8	24	32
	廃油の油水分離施設	3	12	15
	廃油の焼却施設	11	26	37
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	4	5
	廃プラスチック類の破碎施設	0	60	60
	廃プラスチック類の焼却施設	11	23	34
	木くず又はがれき類の破碎施設	31	173	204
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	0	1	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	1	0	1
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	10	34	44
	合計	137	377	514
	最終処分場	安定型	2	13
管理型		6	8	14
遮断型		1	0	1
合計		9	21	30

(注) 1. 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。
 2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
 3. 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数